

令和2年度
第12回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和3年3月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員 会

令和2年度第12回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和3年3月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和3年3月25日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和3年3月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和3年3月25日 14時25分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 12番	立柳 優	議席番号 13番	高橋 由則
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地振興係主事	澤 口 頼 太		
	農地調整係長	佐々木 和 查		
	農地調整係主事	古 川 裕 太		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、ご起立願います。それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

本日の委員の欠席となった委員の報告をいたします。本日の欠席委員はございません。出席委員は18名全員出席となります。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和2年度第12回八幡平市農業委員会総会を開催いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任については、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、12番 立柳優 委員と、13番 高橋由則 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、本総会の会期についてお諮りいたします。

本総会の会期は令和3年3月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は、令和3年3月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第13回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の3ページをお開き下さい。

第13回運営委員会報告を致します。

次第のとおり2項目の報告及び連絡、並びに3項目の協議を行いました。

始めに報告・連絡となります。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和3年3月以降の主な会議 行事 等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。八幡平市議会第1回定例会一般質問に対する答弁についてとなります。内容について山本会長より説明が行われました。関係する発言内容を記載しておりますが、改めて本日の農業委員会議会の報告・連絡事項で山本会長より所感を含めて報告を行うこととしております。

続きまして、4協議事項となります。

協議内容の概要説明を致します。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、4月8日（木）午前9時00分に決定となりました。

2項目め。令和2年度第12回総会についてとなります。本日の第12回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

次のページの左上、3項目め。2021年度主要行事予定についてとなります。内容について協議を行ったところ、記載したとおり決定されましたが、改めて本日の農業委員会議会の協議事項で事務局より報告を行う事としております。なお、併せて関係する質疑内容と回答内容も記載しておりますのでご確認ください。

続きまして、5情報提供等となります。

1名の運営委員から、何かの機会ですDGsの勉強会をしておいた方が良くかと思っておりますとの提案が出され、対応について協議を行ったところ、記載したとおり研修を行うことが決定されました。本日の農業委員会議会の協議事項で、研修の実施方法及び内容についてご協議をお願いします。

なお、事務局からの情報提供等はありませんでした。

次のページの左上、6農業委員・推進委員改選の取り組みについてとなります。

各地区調査会における募集に向けた取り組み状況について、情報交換を行いました。

各地区長等より出された発言内容を記載しておりますので、ご確認をお願いします。

なお、山本会長より、各地区長さんを中心に、3/15から募集が始まるので対応をお願いします。私から募集に向けた対応についてお願いがあります。情報提供の一環として農業新聞の購読をしてもらう様、必ず申し伝えて入ってもらえるようにしてくださいとの要望が出されました。

そのほかの内容については後ほどご一読をお願いします。

以上、令和2年度第13回運営委員会において協議決定をしたので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和3年3月25日 運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第 13 回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。事務局。

事務局（佐々木農地調整係長）

それでは、総会資料の 8 ページをご覧ください。

令和 3 年 2 月 25 日から令和 3 年 3 月 24 日までの業務報告をさせていただきます。

かた括弧 1 番からかた括弧 5 番までは各種処理を行った件数になっておりますので、のちほどお目通しいただければと思います。

次に、かた括弧 6 番の総会案件に係る現地調査でございます。現地調査の調査日は 3 月 16 日の火曜日でございます。9 件の現地調査を行いました。当日の調査委員は 13 番委員 高橋由則 委員、14 番委員 古川美枝子 委員、15 番委員 藤原純子 委員、16 番委員 松村勝彦 委員の 4 名でございます。また、事務局からは遠藤局長と古川主事と私の 3 名が随行しております。

のちほど議題とされます現地調査の参加人員、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようお願いいたします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

それでは直ちに議案の審議を行います。

○議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の2ページをご覧ください。今月の申請は5件となっております。

申請番号1、平館第6地割90-22、畑、3,494㎡を含む7筆7,417㎡です。親子間の使用貸借権の設定です。申請地は今まで世帯で水稲と野菜、牧草を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号2、松尾寄木第11地割581、畑、5,799㎡を含む22筆31,500㎡です。経営移譲年金受給にかかる親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで譲受人が水稲と野菜、牧草を作付けしていた農地です。権利設定後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号3、平館第8地割127-1、畑、571㎡です。売買による所有権移転です。申請地は今まで譲受人が野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号4、堀切第5地割92、田、1,152㎡です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が野菜を作付けしていた農地です。権利取得後も同様に作付け予定とのことです。

申請番号5、細野235-1、畑、17,740㎡を含む2筆21,745㎡です。公売による所有権の移転です。なおこの申請は、令和3年1月25日開催の総会において、ご審議していただきました買受適格証明願に対する農地であることを申し添えます。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は牧草を作付け予定とのことです。

申請地の明細については次の3ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の1～2ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号16番 松村勝彦 委員にお願いします。

16番（松村委員）

16番 松村勝彦です。

申請番号1番ですが、位置は平館小学校を北西に約1.4km以内に点在しております。経営移譲のための親子間の使用貸借権の設定です。申請地はこれまで、世帯で水稲と野菜・牧草を作付けしていた農地です。権利設定後も、同様に作付け予定とのことです。

申請番号2番ですが、位置は寄木小学校を中心に約3.4km以内に点在しております。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借の再設定です。申請地はこれまで、譲受人が水稲と野菜・牧草を作付けしていた農地です。権利設定後も、同様に作付け予定とのことです。

申請番号3番ですが、位置は平館小学校から東に約500mの地点です。売買による所有権移転で

す。申請地はこれまで、譲受人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号4番ですが、位置は西根第一中学校から南東に約1.9kmの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が野菜を作付していた農地です。権利取得後も、同様に作付予定とのことです。

申請番号5番ですが、位置はJR安比高原駅から西に約2.3kmの地点です。公売による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理していた農地です。権利取得後は牧草を作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様の作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、許可相当と判断してまいりました。

以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の説明が終わりました。これより、議案第1号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（古川主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の6ページをお開きください。今月の申請は4件になります。

申請番号1、大更第23地割72-17、田、338㎡。転用の目的は、売買による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅、庭、駐車場、通路等が計画されております。

申請番号2、平館第25地割178-5、田、405㎡。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設となっております。内容は、一般住宅、駐車場、庭、雪捨て場等が計画されております。

申請番号3番と4番は関連がありますので一括で説明いたします。

申請番号3、平笠第12地割149、田、3,347㎡。

申請番号4、平笠第12地割150、田、2,924㎡を含む2筆、5,848㎡です。転用の目的は、賃貸借権設定による砂利採取で、2年間の一時転用となっております。

関係資料の3ページをご覧ください。申請地の農地区分ですが、申請番号1は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。申請番号2は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されます。例外規定ですが、集落接続に該当することが確認されております。申請番号3番と4番は、農業振興地域農用地区域内の農地で農振農用地と判断されます。例外規定ですが、3年以内の一時転用にあつては許可が認められております。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号16番 松村勝彦 委員にお願いします。

16番（松村委員）

16番の松村勝彦です。

申請番号1番ですが、位置は西根中学校から南東へ約500mの地点です。転用の目的は、売買による一般住宅の建設です。現況は、田で自己保全管理されておりました。申請土地は、幹線道路や官公署が近くにあり、利便性が良いため選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号2番ですが、位置は、平館高等学校から南東へ約200mの地点です。転用の目的は、贈与による一般住宅の建設です。現況は、田として自己保全管理されておりました。申請土地は、高齢の祖母・両親の介護を考慮し、実家に近い場所を選定したとのことでした。申請地の農地区分は、10ha以上の一団の農地で第1種農地と判断されますが、例外規定においては、集落に接続して建設されることが確認されております。

申請番号3番と4番ですが、関連がありますので一括で説明いたします。位置は、平笠小学校から北西へ約300mの地点です。転用の目的は、砂利採取で2年間の一時転用です。現況は、田で自己保全管理されておりましたが、砂利採取後は田に現況復旧するとのことでした。申請地の農地区分は、農振法に規定する農用地区域内の農地となりますが、3年以内の一時転用は、許可が認められております。

いずれの農地も、農地の集団化、農作業の効率化、農業上の効率的かつ総合的な利用、土地改良施設の機能などに支障を及ぼすものではないことから、許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしと認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決いたします。この案件について、『許可相当』と意見を決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について』は、『許可相当』として県知事に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の8～11 ページをご覧ください。今月の申請は、22件となっております。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号1、大更第15地割239-1、田、1,587㎡を含む2筆2,205㎡です。

申請番号2、大更第6地割218、田、758㎡を含む2筆3,726㎡です。なお、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

申請番号3、平館第5地割133-2、田、619㎡を含む14筆8,549㎡です。

申請番号4、高畑231、田、2,765㎡を含む4筆7,101㎡です。

申請番号5、小柳田298-1、田、535㎡を含む2筆1,087㎡です。

申請番号 6、小原道ノ上 55、田、1,710 m²です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 7、大更第 18 地割 244、田、565 m²です。

申請番号 8、田頭第 33 地割 252、田、1,282 m²を含む 6 筆 5,714 m²です。

申請番号 9、平館第 1 地割 161-2、畑、1,160 m²を含む 2 筆 2,885 m²です。

申請番号 10、野駄第 1 地割 167-1、畑、5,183 m²を含む 2 筆 10,225 m²です。なお、申請番号 9 番と 10 番は、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。

次に、中間管理事業を活用した所有権移転です。

申請番号 11、大更第 5 地割 181-1、田、6,092 m²です。

申請番号 12、大更第 4 地割 548-6、田、1,897 m²を含む 9 筆 39,087 m²です。今、ご説明した申請番号 11 番と 12 番については、所有権移転が行われたあとに、新たな担い手へ農業公社が売り渡し予定であることを申し添えます。

次に、中間管理事業を活用した賃貸借権の設定です。

申請番号 13、田頭第 19 地割 55-2、田、312 m²を含む 5 筆 6,548 m²です。

申請番号 14、平笠第 11 地割 141、田、2,215 m²を含む 3 筆 6,027 m²です。

申請番号 15、荒木田第 11 地割 77、畑、2,055 m²を含む 5 筆 9,851 m²です。

申請番号 16、大更第 15 地割 49-1、田、5,618 m²を含む 2 筆 7,515 m²です。

最後に、中間管理事業を活用した使用貸借権の設定です。

申請番号 17、大更第 6 地割 180、田、348 m²を含む 8 筆 11,083 m²です。

申請番号 18、大更第 7 地割 337、田、1,704 m²です。

申請番号 19、田頭第 31 地割 138、田、282 m²です。

申請番号 20、田頭第 31 地割 137、田、1,083 m²を含む 3 筆 3,793 m²です。

申請番号 21、野駄第 10 地割 177、田、1,035 m²を含む 19 筆 10,717 m²です。

申請番号 22、晴山 75-1、田 820 m²を含む 10 筆 12,497 m²です。

なお、申請番号 18 番は、未相続地のため相続人の同意書が添付されております。また、申請番号 20 番は、共有地の農地かつ未相続地のため、共有代表者の同意書が添付されております。

申請地の明細については次の 12 から 14 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第 3 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (高橋主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案16～18ページをご覧ください。

八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は8件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号1、大更第15地割49-1、田、5,618㎡を含む2筆、7,515㎡です。

申請番号2、田頭第19地割55-2、田、312㎡を含む6筆、5,865㎡です。

申請番号3、平笠第11地割141、田、2,215㎡を含む3筆、6,027㎡です。

申請番号4、荒木田第11地割77、畑、2,055㎡を含む5筆、9,851㎡です。

申請番号5、田頭第25地割61-1、田、1,946㎡を含む3筆、4,758㎡です。

申請番号6、大更第6地割180、田、348㎡を含む9筆、12,787㎡です。

申請番号7、晴山75-1、田、820㎡を含む10筆、12,497㎡です。

申請番号8、野駄第10地割177、田、1,035㎡を含む19筆、10,717㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 (山本会長)

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第31条及び八幡平市農業委員会会議規則第18条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号4番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号10番 中村一彦 委員の退席を求めます。

(10 番 中村一彦 委員 退席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号4番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号4番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、申請番号4番の案件については、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。ここで、議席番号10番 中村一彦 委員の着席を求めます。

(10 番 中村一彦 委員 着席確認)

議長 (山本会長)

これより、申請番号4番を除く議案第4号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号4番を除く議案第4号を採決いたします。この案件について、原案のとおり『可』と決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、申請番号4番を除く議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり『可』として市長に意見を送付することに決定いたしました。

○議案第5号『別段の面積(下限面積)の設定について』

議長（山本会長）

次に、議案第5号『別段の面積(下限面積)の設定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（佐々木農地調整係長）

（提案理由朗読後、内容説明）

平成21年12月22日付け農林水産省通知の一部改正により、農業委員会は毎年、下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について審議することとなっておりますことから令和3年度の下限面積の設定につきまして、議案として上程いたします。

本年度につきましては「下限面積は現行の50aから30aに変更する」ということで、別段の面積の設定を変更することとして、令和3年1月12日の運営委員会、1月25日の農業委員会議、2月10日の運営委員会、2月25日の農業委員会議で協議を行い、決定がされております。

議案20ページをご覧ください。議案内容について、ご説明いたします。

令和3年度の方針は、地域を八幡平市全域のままとし、下限面積は50aから30aに変更し、別段の面積の設定を変更いたします。

八幡平市は各地区の人・農地プラン等を実質化し、農地の集積・集約をすすめていますが、担い手が不足していく不安もかかえております。そのような情勢のなか、認定農業者等の担い手や集落営農組織だけでなく新規就農者や小規模農家にも農地の権利移動を促進し、遊休農地の発生を防止するとともに、農地の有効利用を図るため、というのが農地法施行規則第17条第2項を適用した今回の理由となります。

なお、新規就農の促進については、新規就農者等支援事業により図ることとしています。同支援事業で促進を行う際に、農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画により行った場合は、下限面積は適用されず遊休農地も含めて市全域の農地利用が可能となります。同じく、農地法施行令第2条第3項第1号にて耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われると認められる場合にも、下限面積は適用されないこととなります。

なお、別段面積の設定についての検討結果は、先に述べた農林水産省からの通知により、毎年公表しなければなりませんので、総会において決定された後は、4月1日施行にて、市のホームページ等で公表したいと思います。

以上で説明を終わります。それでは、ご協議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第5号の質疑・討論に入ります。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長 (山本会長)

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第5号を採決いたします。本案について、「可」と決定することに賛成の方は、起立願います。

(17名起立、1名着席)

議長 (山本会長)

起立、多数です。お座りください。

(17名着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第5号『別段の面積(下限面積)の設定について』は、「可」と決定いたしました。

○議案第6号『令和3年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』

議長 (山本会長)

議案第6号『令和3年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (澤口主事)

総会資料9ページをお開き願います。

(提案理由朗読後、内容説明)

続いて、総会資料の10ページ、A3版の資料をお開き願います。それでは内容の説明をさせていただきます。昨年11月から、農業委員会議でご協議いただきました経緯などについては口頭の説明とさせていただきます。

今回の変更点は5点でございます。

1点目、人力の部の時間給変更でございます。岩手労働局が昨年10月に示した最低賃金にあわせて、人力の部の時間給を現在の790円から793円に値上げしております。人力の部の変更点は以上となります。

続きまして、機械の部については4点変更を行っております。

1点目、草刈りに係る単位の変更でございます。草刈りに係る単位を現在の1mあたりから1時間あたりに変更しております。また、備考欄に「使用機械ごとに両者協議すること」と追加で記載しております。

2点目、糶乾燥に係る項目数の変更でございます。糶乾燥に係る項目数を現在の6項目から3項目に変更を行っております。

3点目、ロールペーラーに係る項目数の変更でございます。ロールペーラーについても項目数を現在の4項目から2項目に変更を行っております。

変更点の最後、色彩選別の新設でございます。今回新たに色彩選別の標準額を 30 k g 当たり 312 円と設定いたしました。また、乾燥調製時に色彩選別を行った場合については 30 k g あたり 250 円加算することとし、備考欄へ記載を行っております。

そのほかに検討委員会の中で、ドローンによる薬剤散布が増加傾向にあることから、今後ドローン利用に係る標準額の設定に向け検討を進めてほしいとの意見が出されました。ドローン利用に係る標準額の設定については来年度以降の検討事項としております。

内容についての説明は以上となります。

今後の流れでございますが、本日の総会で決定となりましたら、4月8日（木曜日）に市内全戸配布となる予定です。

以上、説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第6号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長（山本会長）

無いようですので、質疑・討論を終わります。これより、議案第6号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第6号『令和3年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第7号『八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会設置要綱の一部改正について』

議長（山本会長）

次に、議案第7号『八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会設置要綱の一部改正について』を議題といたします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは、総会資料の11ページをお開きください。

(提案理由朗読後、内容説明)

最初に、今までの経緯を説明します。令和3年2月10日の令和2年度第12回運営委員会においてご協議をいただき、同月、2月25日の第11回農業委員会議において、改正案が決定され、本日の総会への提出となるものです。

次に、一部改正となる箇所についてご説明をします。

次のページの新旧対照表となります。横向きに印刷した資料となります。

現行及び改正後ともに、改正する箇所を下線部で表示しております

向かって左側の現行、第3条第3項の一部、「八幡平市農業委員会運営委員会規程 平成17年農業委員会訓令第1号第3条第3号に定める者」が、向かって右側の改正後、「会長が指名した農業委員」へ変更する内容となります。

また、議案の作成については市長部局である総務課の法規担当者と協議をしながら作成しており、2月25日に開催されました法規審査委員会の審議において「可」と判断されていることを申し添えます。

なお、改正の告示でございますが、ただ今の総会で決定をされました後に、4月1日付けで施行の告示を行うものといたします。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。これより、議案第7号について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり。)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第7号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、議案第7号『八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会設置要綱の一部改正について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第8号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』

議長（山本会長）

次に、議案第8号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』を議題とします。事務局より内容の説明を求めます。

事務局（立花事務局長補佐）

総会資料の13ページをお開きください。

（提案理由朗読後、内容説明）

議案第8号について、説明をさせていただきます。

令和3年3月19日に、1名の事務局職員が職を免ぜられ、新たに3名の事務局職員が令和3年4月1日付けで職を命じられることとなり、併せて2名の事務局職員が退職及び任期満了となる八幡平市人事異動内示が発表されました。内容を説明します。次のページとなります。

（別紙資料内容の説明）

この議案は人事案件でございますので、事務局職員の任免について原案のとおり決定をいただきますよう、お願いをするものでございます。

以上で内容の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、議案第8号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第8号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第8号『八幡平市農業委員会事務局職員の任免について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時25分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了しました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第12回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。
ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

（礼）

大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和3年4月26日

会 長 _____

12 番 委 員 _____

13 番 委 員 _____

令和 2 年度

第 12 回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和 3 年 3 月 25 日（木）午後 1 時 30 分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第 13 回運営委員会報告

(2) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定について

議案第 3 号 農用地利用集積計画の決定について

議案第 4 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

議案第 5 号 別段の面積（下限面積）の設定について

議案第 6 号 令和 3 年度農作業労賃と機械利用料金標準額表について

議案第 7 号 八幡平市農業委員会農地利用最適化推進委員候補者審査委員会設置要綱の一部改正について

議案第 8 号 八幡平市農業委員会事務局職員の任免について

6 閉 会